令和元年度第1回 札幌市地震被害想定検討委員会

日時:令和元年11月7日(木)10時~

場所:TKP 札幌カンファレンスセンター7階

カンファレンスルーム7B

(中央区北3条西3丁目1-6札幌小暮ビル)

次 第

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 委員長の選出
- 4 委員長あいさつ
- 5 議事
 - (1) 検討の背景と検討スケジュール
 - (2) 第3次地震被害想定の概要について
 - (3) 検証の進め方と主な検証事項について
- 6 その他
- 7 閉会

≪配布資料≫

- 〇 次第
- 座席表
- 札幌市地震被害想定検討委員会 設置要綱
- 札幌市地震被害想定検討委員会 名簿
- 令和元年度第1回 札幌市地震被害想定検討委員会 資料1
- 令和元年度第1回 札幌市地震被害想定検討委員会 資料2-1~2-2
- 令和元年度第1回 札幌市地震被害想定検討委員会 資料3-1~3-2
- 令和元年度第1回 札幌市地震被害想定検討委員会 参考資料1~2

令和元年度第1回 札幌市地震被害想定検討委員会

座席表

(TKP 札幌カンファレンスセンター7階 カンファレンスルーム7B)

●:有線マイク PJ :プロジェクター PC : /- PC ■:無線マイク Co. Co. スクリーン 委員長 PC 61 PC PJ 谷岡 有村 事 務局 石川 業 務 事 受 務 託 局 者 (報道機関) Co. 資 料 Co.

札幌市地震被害想定検討委員会設置要綱

令和元年9月25日 危機管理対策室長決裁

(設置)

- 第1条 本委員会は、札幌市第3次地震被害想定の検証及び見直し等にあたり、学識経験者等との意見聴取、意見交換及び連絡調整等を目的として設置する。
- 2 委員会は、札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱第2条第2号に 規定する「懇話会」とする。

(組織)

- 第2条 委員会は、6名以内の委員で組織する。
- 2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱するものとする。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員会を設置する際の委員の任期は、 本項の規定にかかわらず委員会の廃止までとし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第3条 委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指定する者がその職務を代理する。

(会議)

- 第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、委員会の議長となり、会務を総理する。
- 4 委員が、都合により会議に出席できない場合は、代理人をもって当該委員の出席とみなす。
- 5 委員長は、検討を進めるにあたり必要があると認めるときは、会議において委員以外の出席を求め、その意見、説明及び資料の提出を求めることができる。
- 6 会議は公開とする。ただし、委員長が公開することが適当ではないと判断 する議題は、一部非公開とすることができる。
- 7 会議の結果は、議事要旨を作成のうえ、公開する。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、札幌市危機管理対策室危機管理対策部危機管理対 策課に置く。

(謝礼)

- 第6条 委員(第4条第5項の規程により会議に出席した者を含む。)が会議 に出席したときは、謝礼を支給することができる。
- 2 会議に出席した委員の謝礼については、札幌市特別職の職員の給与に関する条例の別表に定める「附属機関 上記以外の委員その他の構成員」の報酬 日額の規程の例による。

(要綱の変更)

第7条 この要綱を変更する場合は、委員の承諾を得なければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で協議の上、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年9月25日から施行する。

札幌市地震被害想定検討委員会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

No.	職	氏 名
1	室蘭工業大学 大学院工学研究科 准教授 地方創生研究開発センター	有村 幹治
2	北海道大学 大学院工学研究院 教授 広域複合災害研究センター	石川 達也
3	北海学園大学 経済学部 准教授	大貝 健二
4	北海道立総合研究機構 環境·地質研究本部 地質研究所 地域地質部長	大津 直
5	北海道大学 大学院工学研究院 特任教授 広域複合災害研究センター	今 日出人
6	北海道大学 大学院理学研究院 教授 広域複合災害研究センター	谷岡 勇市郎